

再送

新型コロナウイルス感染防止対策に関する地方審査会事業運営ガイドライン

令和2年9月7日
公益財団法人全日本弓道連盟
審査・講習会関連委員会WG

新型コロナウイルス感染症に関しては、緊急事態宣言が解除され数ヶ月が経過いたしました。現在も感染拡大が収まらない状況が続いております。感染者数は各地により異なりますが、新型コロナウイルス感染症による自粛要請は、しばらく続くことが予想され、今後、各地連における会員のモチベーション継続・技術向上を図るため、本連盟ではコロナ禍の下で地方審査会を実施いただくための運営ガイドラインを策定いたしました。

つきましては、各地連において地方審査会を実施される場合は、下記、審査会感染防止の対策要件内容をご理解の上、各地域の状況と照し合せて詳細を決定してください。（※留意事項参照）

特に「入館時の体温測定」「3密を避けるための換気・入場制限」「手洗い消毒管理の徹底」「行射時以外でのマスク着用」「安全と熱中症対策及び寒冷対策」の5つは厳守をお願いいたします。

また、各地域により県外移動の自粛移動制限が解除された場合であっても、当面は審査会運営事業ガイドラインを厳守してください。

※留意事項 詳細決定にあたっては、次の3点に留意してください。

1. 基本的には、このガイドラインに従って実施するものとする。
より安全で合理的な工夫ができる場合は、各地連の状況によって詳細を決めて実施すること。
2. 感染状況は、都道府県において大きく異なり、また日々大きく変動しています。
この状況を踏まえ、審査会実施にあたっては、各都道府県・市町村並びに直轄の教育委員会スポーツ協会（行政機関等）から発令されるコロナ警戒レベルに基づき、中止・延期の判断を行うこと。 ※実施要項には、中止・延期がありうることを明記すること。
3. 審査終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症と診断された者が出た場合は、その該当者が弓道場に滞在した時間などの情報を基に、保健所の接触者調査に協力すること。
*受審者の情報（名簿や滞在時間等）については、少なくとも審査終了後2週間は保存すること。
*対応後、速やかに本連盟事務局へ状況を報告すること。
*対応後、速やかにその後に追加できる対策を検討すること。

*本ガイドラインは、複数の大学病院感染症専門家医師に監修いただいております。

新型コロナウイルスを取り巻く状況は日々変化しているため、今後、感染防止事項の追加及び変更等が発生した場合は、その都度更新いたします。

【地方審査会基本方針】

- (1) 五段審査会は地連にて実施する。
※五段を含む地方審査会を実施する場合は、他2地連から審査委員を各1名ずつ招聘すること。
- (2) 受審地域の限定、受審者数(1射場単位130名程度)を限定。
※当面の間、受審者は所属地連のみとする。

(3) 一般会員にもビデオ審査（弐段まで）を拡げる。

※一般（大学生含）ビデオ審査の実施は、各地連において判断すること。実施の場合は、5月29日付通知文書「中高生対象、ビデオ審査に関する要領」を参照のこと。

(4) 高校生以下にはビデオ審査（弐段まで）のみとする。

※コロナ禍における対策として、ビデオ審査（弐段まで）を継続して実施すること。

ただし、参段以上の受審者（生徒）は、学校長の許可を得て地方審査会へ申込みこと。

【地方審査会における統一事項】

本連盟、業務委託事業である地方審査会は以下の事項を厳守してください。

(1) 四段位までの行射審査については、審査規程のとおり弓道衣で行うこと。

よって和服着用及び射礼での行射審査は実施しないこととする。

(2) 五段位の行射審査は、従来のとおり和服着用とする。

【審査会対策要件内容】

(1) 「3密」にならない様に対策を行う

(2) 集合する「開会式」「矢渡／演武」「学科試験」は実施しない。

また「観覧席」の使用は禁止とする。

・学科試験はレポート形式とする。（申込締切期間の関係により、受付時当日提出）

※課題（学科問題は、別紙参照）は、地方審査会実施要項に各種別毎に明記のこと。

(3) 換気が悪く、密集になり易い「更衣室」「トイレ」は人数制限する管理が必要

(4) 弓道場の運営で「3密」を避けるため以下事項に留意すること。

・弓道場への入場制限を行うこと。

・換気に配慮し、出入口・控室の窓など開放すること。

・射場への入場前の第一控え、第二控えの椅子は1m以上離すこと。

・控室での待機場所を1m以上離すこと。

・更衣室の密を避けるため、受審者は自宅で弓道衣(五段は和服)に着替えを済ませ来館することが望ましい。

(5) 対策として各審査委員、受審者、各運営委員はマスク着用。 ※会話は避けること。

マスク着用時、熱中症に注意すること。

(6) 消毒用アルコールの設置は「道場出入口」「受審者控室」「トイレ出入口」「審査委員控室」

「運営委員控室」など

(7) 弓道場出入口では「非接触体温測定」を実施（審査委員、運営委員、受審者全員）

(8) その他準備するもの

・ビニール手袋

・受審者のマスクを入れるビニール袋等

・トイレにペーパーハンドタオルを設置

【審査会対策運営方法について】

(1) 弓道場の出入りは審査委員・運営役員・該当受審者のみとする。

受審者は該当する時間外に来て会場（弓道場）には入れない。

- (2) 受審者の弓道場入館は30名(6立)毎とする制限方式を取る。
※行射時間帯を受審者へ事前に通知し、行射予定時間帯に分けて受付を行う。
例) 1番～30番 行射審査 9:00～10:00 受付 8:00開始等
※交通等の事情で該当時間に遅れた場合は後で引かせる措置を講じる。
- (3) 行射審査は受審者が弓道場入館後30分程度で開始し、2立(10名)終了後、弓具を片付け、弓道場から退館すること。受審者の弓道場滞在時間は1時間程度を目安とする。
- (4) 次の受審者が入館するタイミングは、2立(10名)が退館する頃とする。
- (5) 控室は、30人以上にならない様にする。
- (6) 審査委員席を互い違いにする。(添付写真参照)

【審査の合格発表について】

合格発表は各審査会毎に、後日各地連(支部・団体)経由で本人に通知(メール・郵送等)する。

【審査登録料の手続き】

合格発表後、各支部・団体を經由し各地連に納める。

【その他】

新型コロナウイルス感染対策として下記項目を考慮すること。

- (1) 受審者の自宅から会場までの移動制限を行う。
- ・審査会場へ受審者が宿泊せず日帰りできる地域迄の申込とする。
 - ・「入館→受付→控室→射場控→行射→控室→退館」といった一方通行の順路を作る。
- (2) 1日の受審者数を1射場単位で130名程度とする。
ただし、受審者が多い場合は会場を分け、「3密」にならないように管理すること。
例: 役員集合8:00 開始9:00 終了15:00
※開始時刻は受審者人数により異なるため各地連の判断にて決定のこと。
- ・審査会場(控室の広さ等)の構造により各地連で検討すること。
 - ・特に控室の広さ及び通路が十分に確保できる場合は2射場での実施を認める。
- (3) スマートフォン携行者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールして活用すること。

App Store

<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>



Google Play

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>



①会場・受付



受審者

- ・指定時間に入場受付
- ・一人ずつ受付
- ・手をアルコールで消毒
- ・体温を測る
- ・マスクを着用

運営委員

- ・1m間隔に並べる
- ・換気の為、扉は解放のまま
- ・消毒用ティッシュ設置
- ・ビニール手袋をつけることが望ましい
- ・マスクを着用

注意事項

- ・体温(37.5度以上)が高い者は入館できない
- ・通気性の良い場所で
- ・30人毎の6立迄弓道場に入場、15分後に次の6立分入場(開始時の1立が射場に入場、第1・第2控で15名、控室に15名)

②控室・更衣室



受審者

- ・更衣室は一人ずつ、入替制
- ・密にならないように控え場所を取る
- ・マスクは着用して控える

運営委員

- ・控室及び更衣室は通気性を図る
- ・入替制管理(管理者設置)
- ・密にしない管理
- ・消毒用アルコール設置と管理
- ・マスクを着用

注意事項

- ・既設更衣室が狭い場合は使用せず、広い通気性の好い部屋を設置
- ・手に触れる扉ノブでの開閉はせずに入出りできるように考慮・設置
- ・控室は対面の窓2ヶ所以上を開けて通気性を取る



受付後に受審者を控室に誘導
③第1・第2控



更衣室の出入管理(入替制) 管理者設置

受審者

- ・招集委員の指示により控えに着く
- ・マスク着用のまま控えに着く
- ・第1控者は入場前に委員の指示でマスクを入れるビニール袋を受取り、替え弦、替え弓などと一緒に渡す

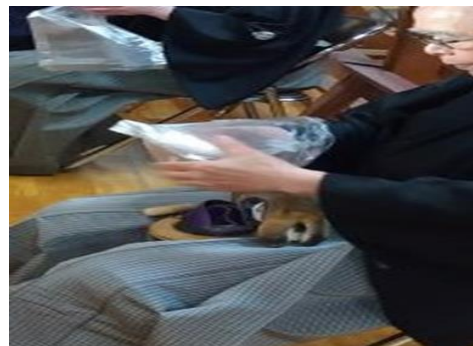
受審者更衣室の出入り口消毒

運営委員

- ・ビニール手袋をつけることが望ましい
- ・マスクを着用
- ・マスク入れビニール袋を受審者に渡す

注意事項

- ・椅子は1.5m間隔に並べる
- ・控は背中合わせに2列迄



本人がビニール袋にマスクを入れる。



替え弓とマスクを入れた袋を渡す。



替え弦、替え弓、マスクを管理

④入場



受審者

- ・マスクを外した状態で入場
- ・射手間隔は1m以上離れて並ぶ
(床に射手間隔の白テープを貼る)

運営委員

- ・マスク着用
- ・ビニール手袋をつけることが望ましい
- ・入場の指示

注意事項

- ・最小限小声で指示、大声を出さない。

⑤射場内



受審者

- ・従来通り行射

運営委員

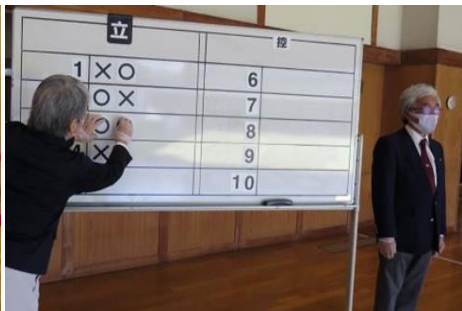
- ・射場委員はマスク着用
- ・ビニール手袋をつけることが望ましい

注意事項

- ・審査委員もマスク着用
- ・審査委員の間隔を充分とる(1mほど離す)
- ・審査委員の配列は参考写真の通り



第2控から第1控に移動
⑥退場口



射場委員もマスク、ビニール手袋をつけることが望ましい



矢取りもマスク、ビニール手袋をつけることが望ましい



受審者

- ・各自のマスク、替弦、替弓を持って帰る

運営委員

- ・終えた者は弓道会場から早期退場をするように指示

注意事項

- ・引き終えた受審者は着替えて会場から退出する

⑦その他



審査委員控室

- ・席の間隔を充分に取り、換気を取ること
- ・マスク着用のこと

注意事項

- ・アルコール消毒管理は定期的(約1時間毎)に除菌消毒する
- ・専任管理者を設置すること



テーブルなどの除菌消毒



トイレ・洗面所などの除菌管理

新型コロナウイルス感染症防止対策に関する
地方審査会施行の【補足事項】

1. 五段位審査会について

- (1) 令和2年度における連合審査会は中止していただくため、五段位審査は各地連において行ってください。
- (2) 地方審査会において五段審査を施行する場合は、連合審査会同様に他2地連から審査委員を各1名ずつ招聘の上、合計5名で行射審査を行ってください。
【構成例：主管地連4名（行射3名、学科1名）、他2地連から各1名（行射）】
- (3) コロナ感染症防止のため、他2地連から招聘する審査委員は、前泊はせず日帰りとします。
- (4) 審査委員招聘に関わる旅費（交通費・日当・謝金）は、主管地連から支出ください。
- (5) 五段位の受審者人数により、他2地連から招聘された審査委員が「低段～五段」までの行射審査をご担当いただくことも可といたします。

2. 学科問題について（ガイドライン／審査会対策要件内容（2）参照）

コロナ禍における対応として、学科試験はレポート形式といたしますが、学科問題は従来のおり各種別ともA群・B群から出題してください。（別紙参照）
※添付 Excel ファイル、答案用紙（A4版）をご活用ください。

3. 審査申込書について

従来のおり、本連盟 HP https://www.kyudo.jp/pdf/documents/application_under5dan.pdf からプリントアウトの上、申込まれるようご周知ください。

以上